



国海安第 18 号の 2
平成 24 年 5 月 21 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齊藤 弘 殿

国土交通省
海事局安全基準課長 平原 祐



揮発性物質放出規制対象船舶を定める告示の制定について（通知）

標記につきまして、下記の告示が、平成 24 年 5 月 18 日付け公布されましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取りはからい頂きますようお願い申し上げます。

記

揮発性物質放出規制対象船舶を定める告示（国土交通省告示第 616 号）

以上



揮発性物質放出規制対象船舶を定める告示の制定について

1. 制定の経緯

MARPOL条約附属書Ⅵでは、船舶から放出される揮発性有機化合物質（油、有害液体物質等から揮発することにより発生する有機化合物質）の放出ガスによる大気汚染の防止のための規制（以下「放出規制」という。）を定めており、我が国は平成16年に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）及びこれに基づく命令において取り入れ、放出規制を行っているところである。

揮発性有機化合物質の放出による大気汚染を防止するための措置を講ずる必要があると認められる港湾については、海防法第19条の23において国土交通大臣が揮発性物質放出規制港湾として指定することができることとされている。

また、揮発性物質放出規制港湾において放出規制の対象となる船舶（以下「揮発性物質放出規制対象船舶」という。）については、同法第19条の24において船舶の用途、総トン数及び貨物の種類等の区分に応じ国土交通省令により定めるものに限るとされており、その細目（積込む貨物の種類等）については告示により定めることとされている。

今般 IMO より、韓国及びオランダの港湾において放出規制を行う旨の通知がなされたことを受け、新たに揮発性物質放出規制港湾の名称及びその区域を指定した旨の公示を行うとともに、揮発性物質放出規制対象船舶を定める告示を行う。

2. 制定の概要

韓国及びオランダの揮発性物質放出規制港湾ごとに、放出規制の対象となる船舶の総トン数及び積込む貨物の種類を定め、もって揮発性物質放出規制対象船舶を定める。

3. 今後のスケジュール

公 布 : 平成24年5月18日（揮発性物質放出規制港湾の名称及びその区域を指定した旨の公示と同日）

施 行 : 公布の日

揮発性有機化合物(VOC)放出規制について

- 国土交通大臣が指定した揮発性物質放出規制港湾(以下、規制港湾という。)において、揮発性物質放出規制対象船舶※が貨物の積込みを行う場合は、揮発性物質放出防止設備の設置及び使用が義務づけられる。(海防法第19条の23、第19条の24)

※ 規制港湾において貨物の積込みを行うタンカー、有害液体ばら積船、液化ガスばら積船であって、告示で定められた船舶。規制港湾毎に規制対象となる船舶の総トン数、搭載する貨物の種類等が異なる(総トン数、搭載する貨物の種類は告示で制定)。

(海防法第19条の24、海防法施行規則第12条の17の13)

○ 揮発性物質放出規制対象船舶の例:

・ 韓国のプサン港で、原油、ガソリン又はナフサを積込む総トン数400トン以上のタンカー

- 規制港湾で貨物の積込みを行う揮発性物質放出規制対象船舶は、以下の手続きが必要。

- ① 揮発性物質放出防止設備(技術基準省令第44条)に係る検査の受検、
- ② IAPP証書の書換え。(当該証書の追補2.4.1のボックス欄へのチェック)。